コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

LIXIL Group Corporation

最終更新日：2019年4月4日
株式会社LIXILグループ
取締役 代表執行役会長 兼 CEO 潮田 洋一郎
問合せ先：IR室 03－6268－8806
証券コード：5938
https://www.lixil.com/jp/investor/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、グループ経営理念を当社並びに当社の子会社及び関連会社（“当社グループ”）全体に浸透させ当社グループ全体でこれを実現することにより持続的な企業価値の向上を最大限実現することができるとの信念の下、そのために必要な最良の企業統治システムを構築するよう日々努力しております。
当社のグループ経営理念の概要は以下のとおりです。
(1) LIXIL CORE(企業理念)
優れた製品とサービスを通じて、 世界中の人びとの豊かで快適な住生活の未来に貢献する。
(2)LIXIL Behaviors（3つの行動）
正しいことをする
敬意を持って働く
実験し、学ぶ

当社グループは、純粋持株会社である当社の下で、それぞれの事業会社が連携を保ちながら全体最適を目指し、またステークホルダーにとって魅力ある価値の創造と提供を通じて信頼される企業グループであり続けるために、以下の基本的な枠組みを採用し、コーポレートガバナンスの強化・充実に取り組んでおります。
(1)指名委員会等設置会社形態の採用
当社は、経営の執行と監督を明確に分離させ、執行役による迅速・果断な業務決定を可能にするとともに、経営の透明性を確保することを目的として、指名委員会等設置会社形態を採用しております。
(2)任意の機関設置による機能の拡充
指名委員会等設置会社として法令上要求される法定の機関設計に加え、執行役会その他の任意の会議体を設置しております。
(3)当社グループ全体として統一した企業統治システムの構築
当社は、LIXIL Behaviors(3つの行動)やLIXILグループ行動指針のほかグループ全体での財務・経理マネジメント方針を設定し、これらを当社グループ全体に遵守させ、かつ役員・従業員の研修・トレーニング及びコンプライアンス体制の整備を統一的に行うことで、グローバル化した当社グループ全体にガバナンスの核心部分を浸透させることができるよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンスの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

以下の開示事項の多くは当社ガイドラインに規定していますので、当社ガイドラインの関連条項を付記しております。当社ガイドラインにつきましては以下をご覧下さい。
https://www.lixil.com/jp/about/governance/pdf/CorporateGovernanceGuideline190225.pdf

【原則1－4　株式の政策保有に関する方針及び政策保有株式の議決権行使の基準】
当社は、営業活動の円滑化又は事業活動に必要な外部提携の必要性が認められる場合に株式の政策保有を行います。当社ガイドライン第8条では、所定のプロセスに従い、毎年、個別の銘柄ごとに、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、売却による将来的リスクはあるか等について、定量的・定性的な観点から総合的に評価した上で、不要の場合は速やかに売却処理を行うこととし、政策保有株式の縮減に努めております。また、その議決権行使に当たりましては、当社グループ及び投資先企業の中長期的な企業価値向上に資するかどうか等の視点に立って十分に検討を行うこととし、当社グループの保有目的に反し得る議案及び株主価値を毀損し得る議案については、必要に応じて当該企業との対話を経た上で、慎重にその賛否を判断し、議決権を行使することとしております。

【原則1－7　関連当事者間取引に関する手続の枠組み】
当社役員による関連当事者間の取引については、取締役会決議により定められた「LIXILグループ取締役会規則」において、取締役会の決議事項として承認を要する旨を明示しております。また、取引毎に基準を明示的に定め、これに従い取締役会における承認・報告を通じて常に監視することで、自己又は第三者の利益を図ることを未然に防止し、株主共同の利益を害することの無いよう、体制を整備し、運用しております。（当社ガイドライン第10条）

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社グループの主要事業会社である株式会社LIXILが加入しているLIXIL企業年金基金では、年金資産の運用において将来にわたり年金及び一時金の給付を確実に行うため、許容されるリスクの範囲内で総合的な収益を長期的に確保することを目的としております。そのための運用方針は、各運用資産のリスク・リターンの特性を分析し、各運用資産間の相関を考慮した上で分散投資を図ることを基本としております。具体的には、株式や債券など各運用資産を効率的に組み合わせた政策的資産構成割合を策定するとともに、それに沿って適切な運用受託機関を選定し、機動的に運用及び評価を実施しております。
また、これらの年金資産の運用方針の決定、運用受託機関の選任、評価などの検討に際しては、専門能力や知見を有するLIXIL企業年金基金の理事や当社グループ金融子会社であるLIXILグループファイナンス株式会社の役員が運用執行理事を務める資産運用委員会に諮ることとなっております。
なお、LIXIL企業年金基金においては、運用受託機関から毎月資産管理及び運用状況等に関する報告書が提出され、また四半期に一度、直接

担当者から運用実績の報告を受けております。

【原則3－1　情報開示】
情報開示に関する当社の基本方針・情報開示の方法は当社ガイドライン第35条・第36条で定めております。当社の「ディスクロージャー・ポリシー」は以下をご参照下さい。
https://www.lixil.com/jp/investor/strategy/policy.html

(i) 経営理念、経営戦略、経営計画
当社の経営理念は当社ガイドライン第2条のとおりです。
経営戦略及び経営計画は、当社ホームページ内の「中期経営計画 TOWARD SUSTAINABLE GROWTH 持続的成長に向けて」をご参照下さい。
http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?template=ir _ material _ for _ fiscal _ ym&sid=42193&code=5938

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社ガイドライン第1条～第3条及び本報告書「Ⅰ－1基本的な考え方」のとおりであります。

(iii) 取締役及び執行役の報酬決定に関する方針・手続
指名委員会等設置会社である当社では、報酬委員会が、後掲「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の方針に従って、取締役及び執行役の報酬を決定しております（当社ガイドライン第25条）。

(iv) 取締役候補の決定・取締役の解任及び執行役の選解任に関する方針・手続
指名委員会等設置会社である当社では、指名委員会において、取締役候補の個人的資質のみならず取締役会全体の適正な構成という観点も考慮した当社独自の基準（当社ガイドライン第23条）に従って取締役候補を決定いたします。執行役、代表執行役（ＣＥＯ）の選任・選定及び解任・解職基準は当社ガイドライン第24条で定めております。独立社外取締役候補の決定に際しては、当社ガイドライン第28条に定める当社独自の独立性基準を用います。

(v) 個々の選解任についての説明
独立社外取締役の候補者とする理由は後掲のとおりであり、その他の取締役も招集通知にて選任理由を開示しております。また、執行役の選任理由については、ホームページ上に開示しております。https://www.lixil.com/jp/about/governance/board/reason _ exec.html
執行役、代表執行役（CEO）を解任・解職した際には、当社ウェブサイト上で解任・解職した理由を開示いたします。これは、当社ガイドライン第23条第3項及び第24条第5項、第7項を適用し、同規定に従っております。

【補充原則4－1①　取締役会から執行役への委任の範囲の概要】
当社の取締役会は、経営と監督の明確な分離を図るという指名委員会等設置会社の理念を踏まえ、当社ガイドライン第19条第2項で委任の範囲の概要を定め、取締役会及び執行役会の具体的な決議事項については、「LIXILグループ取締役会規則」及び「LIXILグループ執行役会規則」で定めております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、当社ガイドライン第28条で規定される基準に従って、社外取締役の独立性を判断しております。また、独立社外取締役の資質については、当社ガイドライン第23条の取締役候補の指名方針に含まれております。

【補充原則4－11①　取締役会の構成に関する考え方】
当社は、取締役会の人員構成については多様性の確保に重点を置いており、当社ガイドライン第20条にその考え方を示しております。現在は、独立社外取締役のうち2名が女性取締役で、そのうち1名が外国籍であります。
また、当社ガイドライン第22条で「監査委員には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任し、特に財務・会計に関する十分な知見を有する者として、原則として公認会計士として経験を有する者を1名以上選任する」と定めており、現在、1名がこれに該当しています。

【補充原則4－11②　取締役の他社役員兼任状況】
当社取締役の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書の各取締役の経歴欄に開示しております。
株主総会招集通知 https://www.lixil.com/jp/investor/ir _ event/meeting.html
有価証券報告書 https://www.lixil.com/jp/investor/library/financial.html
なお、取締役の兼職についての考え方は当社ガイドライン第31条をご参照下さい。

【補充原則4－11③ 取締役会全体の実効性の分析・評価の結果の概要】
当社は、各取締役に対し、毎年1回、取締役会の実効性に関する自己評価を行うこととしております。2018年3月期につきましては、2017年11月より取締役10名に対して、取締役会の構成、運営、議題、取締役会を支える体制、取締役に対するトレーニング、当社グループ・コーポレートガバナンス・ガイドライン対応等にかかるアンケートを個別に実施し、その集計結果に基づいて、2018年1月に全取締役による分析・評価にかかる議論を行っております。

【補充原則4－14②　取締役・執行役に対するトレーニングの方針】
当社では、当社ガイドライン第33条において、取締役・執行役のトレーニング・研修に関する組織的な取り組み方針を定め、実施しております。

【原則5－1　株主との対話の促進に関する方針】
株主との対話に関しては、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を実現すべく、当社ガイドライン第11条にて規定しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 信託口	13,315,300	4.59

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 信託口	13,129,500	4.53
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04	9,683,210	3.34
野村信託銀行株式会社 信託口	8,896,200	3.07
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT	7,853,600	2.71
第一生命保険株式会社	6,561,858	2.26
LIXIL従業員持株会	6,422,958	2.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 信託口5	5,571,500	1.92
株式会社三井住友銀行	5,543,055	1.91
STATE STREET BANK WEST CLIENT － TREATY 505234	4,782,906	1.65

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

2017年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者が2017年5月31日現在で株券等を保有している旨が記載されているものの、当社として2018年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の主な内容は次のとおりであります。

ブラックロック・ジャパン株式会社
保有株券等の数 5,144,800株
株券等保有割合 1.64%

ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者合計
保有株券等の数 15,971,551株
株券等保有割合 5.10%

2018年1月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラインターナショナル ピーエルシー並びに野村アセットマネジメント株式会社が2017年12月29日現在でそれぞれ次のとおり株券等を保有している旨が記載されているものの、当社として2018年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の主な内容は次のとおりであります。

野村證券株式会社
保有株券等の数 6,381,569株
株券等保有割合 2.00%

ノムラ インターナショナル ピーエルシー（NOMURA INTERNATIONAL PLC）
保有株券等の数 3,261,708株
株券等保有割合 1.00%

野村アセットマネジメント株式会社
保有株券等の数 10,965,415株
株券等保有割合 3.50%

2018年2月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ及びその共同保有者である株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社並びに三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が2018年1月29日現在でそれぞれ次のとおり株券等を保有している旨が記載されているものの、当社として2018年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の主な内容は次のとおりであります。

株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
保有株券等の数 2,899,080株
株券等保有割合 0.93%

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
保有株券等の数 8,314,202株
株券等保有割合 2.66%

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
保有株券等の数 1,031,000株
株券等保有割合 0.33%

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社
保有株券等の数 482,942株
株券等保有割合 0.15%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は2011年6月23日開催の定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行しました。
また、当社子会社で監査等委員会設置会社である株式会社LIXILビバ(以下、LIXILビバ)は2017年4月に東京証券取引所第一部に上場しました。
LIXILビバは、当社グループにおける流通・小売り事業を担っており、他の事業会社と連携を保ちながらグループ全体の成長と発展を目指しています。当社とLIXILビバは上場会社としての独立性を相互に尊重しており、LIXILビバは独自に経営の意思決定を行っています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数	12名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川口 勉	公認会計士											
幸田 真音	その他											
Barbara Judge (バーバラ・ジャッジ)	その他								△			
吉村 博人	その他								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
川口 勉	○		○	○	2011年６月就任 2019年２月筆頭独立社外取締役に選定	公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しており、当社社外取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等、適切な役割を果たしていることから選任いたしました。また、東京証券取引所の定めている独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、かつ、当社の定める独立性基準を満たしていることから一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、当社の独立役員といたしました。

幸田 真音	○	○		○	2013年６月就任	国際金融に関する高い見識に加えて作家としての深い洞察力と客観的な視点を備え、財務省や国土交通省の審議会委員を歴任された幅広い経験を有しており、当社社外取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等、適切な役割を果たしていることから選任いたしました。また、東京証券取引所の定めている独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、かつ、当社の定める独立性基準を満たしていることから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、当社の独立役員といたしました。
Barbara Judge（バーバラ･ジャッジ）	○	○		○	2015年６月就任 United Kingdom Pension Protection Fund（英国年金保護基金）の会長でありましたが、2016年5月に退任しております。同基金に対して当社グループの海外子会社からAnnual Levy（賦課金）の支払がありますが、その額は、同基金の直近年度におけるOperating income（収益）に対する割合が0.001 %、当社グループの直近事業年度における売上高に対する割合が0.00006%であり、当社グループと同基金において主要な取引先には該当いたしません。	長年にわたる企業及び米国証券取引委員会委員等の公職での豊富な経験と見識をもとにグローバルな視点を当社取締役会に反映させており、当社社外取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等、適切な役割を果たしていることから選任いたしました。また、東京証券取引所の定めている独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、かつ、当社の定める独立性基準を満たしていることから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、当社の独立役員といたしました。
吉村 博人	○		○	○	2017年６月就任 警察共済組合の理事長でありましたが、2016年11月に退任しております。同組合に対して当社グループから商品の販売に関する取引がありますが、その取引は、当社グループの直近事業年度における売上高に対する割合が0.000002%、同組合の直近年度における事業収益に対する割合が0.00002%であり、当社グループと同組合において主要な取引先には該当いたしません。	警察行政機関における豊富な経験、人事･組織改革に関する高い見識及びコンプライアンスにかかる幅広い知識を兼ね備えており、当社社外取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、選任いたしました。また、東京証券取引所の定めている独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、かつ、当社の定める独立性基準を満たしていることから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、当社の独立役員といたしました。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	5	1	1	4	社外取締役
報酬委員会	3	1	1	2	社外取締役
監査委員会	3	1	1	2	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 更新	9名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
潮田 洋一郎	あり	あり	×	×	なし
山梨 広一	あり	あり	×	×	なし
松本 佐千夫	あり	なし	×	×	なし
大坪 一彦	なし	なし	×	×	なし
Hwa Jin Song Montesano（ファ･ジン･ソン･モンテサーノ）	なし	なし	×	×	なし
松村 はるみ	なし	なし	×	×	なし
二瓶 亮	なし	なし	×	×	なし

金澤 祐悟	なし	なし	×	×	なし
中村 豊	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会または監査委員が法令または内規に定める権限の行使、取締役及び執行役の職務の執行の適法性及び妥当性の監査を補助すべき専担組織として監査委員会室を設置しております。当該組織に対する監査委員会及び監査委員からの監査業務に必要な指示については、執行役はそれに対する指揮命令は行わないこととしております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査の実施にあたり、監査委員と内部監査部門は、定期的に会合を持ち、情報の共有化を図るとともに常時連携を保ち、それぞれ効率的な監査の実施に努めております。また、会計監査人とも積極的な情報交換を行い、会計監査における緊密な連携を図っております。また、経理部門及び内部統制部門は、内部統制に関してCorporate Risk & Audit Groupの内部監査を、事業報告に関して監査委員会監査を、会社法及び金融商品取引法に基づき会計監査を受けております。
なお、当社は会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任し、会社法と金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約を同監査法人と締結し、監査計画の説明を受け、また監査報告を受領する他、必要に応じて監査実施状況の聴取を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を有する社外役員を全て独立役員に指定しております。
社外取締役は、企業経営、金融、財務会計、法律等の分野で高い見識や豊富な経験を有し、独立した客観的な立場から経営陣の職務執行を監督する資質を有するとともに、当社の独立性判断基準を満たすこととしております。
当社の独立性判断基準は、以下のいずれにも該当しない社外取締役について、独立性を有していると定めております。
イ. 当社の10%以上の議決権を保有する株主、又はその会社の業務執行者（以下、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する「業務執行者」をいう。）
ロ. 当社が10%以上の議決権を保有する会社の業務執行者
ハ. 当社グループとの間で双方いずれかの年間連結総売上高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先、又はその会社の業務執行者
ニ. 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその業務執行者
ホ. 当社グループの会計監査人又は会計参与である監査法人又は税理士法人の社員、パートナー又は従業員である者
ヘ. 当社グループから年間1000万円以上の寄付若しくは助成を受けている者、又は当該寄付若しくは助成を受けている者が法人、組合その他の団体（法人等という。）である場合には、当社グループから年間に法人等の総収入の2%を超える寄付若しくは助成を受けている法人等の業務執行者
ト. 弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門的アドバイザーとして、当社グループから役員報酬以外に年間1000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者、又は当該利益を得ている者が弁護士法人、法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム等の法人、組合その他の団体（弁護士法人等をいう。）である場合には、当社グループから年間に弁護士法人等の総収入の2%を超える金銭その他の財産上の利益を得ている弁護士法人等に所属する者
チ. 本人の配偶者、二親等内の親族及び同居の親族がイ乃至トのいずれかに該当する者
リ. 過去5年間において、イ乃至チのいずれかに該当する者
ヌ. 当社グループの業務執行者（イの定めにかかわらず、業務執行取締役、執行役又は執行役員、支配人その他の使用人をいう。）が役員に就任している会社の業務執行者

また、当社ガイドライン第27条「独立社外取締役間の情報等の共有」において、独立社外取締役意見交換会の設置、及び、その会議の議長を筆頭独立社外取締役とすることを定めています。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

執行役の報酬は、月額報酬、短期業績連動報酬及び株式報酬により構成されています。短期業績連動報酬は、1事業年度の全社業績と個人評価により決定されます。全社業績評価は、売上収益、事業利益、当期利益を評価指標としています。株式報酬は、譲渡制限付株式報酬を採用し、株主の負託に応えた経営方針の実現による企業価値の向上を促進する制度としています。
取締役の報酬は、月額報酬、株式報酬により構成されています。株式報酬は、譲渡制限付株式報酬を採用し、中長期的な株価動向が取締役の報酬額に連動する仕組みとしています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、執行役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

株式報酬制度として、2015年3月期までストックオプション制度を導入しておりましたが（2017年3月期は例外的に新任執行役のみ付与）、2018年6月に新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示
（個別の執行役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

開示状況は、取締役（社外取締役を除く）、執行役及び社外取締役について、種類別に報酬総額を開示しており、その総額が1億円以上の者については、個人別にそれらを有価証券報告書で開示しています。

2018年3月期の有価証券報告書における記載内容は次のとおりです。

・取締役（社外取締役を除く）4名に対し基本報酬 151百万円
・執行役14名に対し基本報酬 750百万円、業績連動報酬 1,773百万円、ストックオプション 65百万円、その他 48百万円
・社外取締役6名に対し基本報酬 78百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[報酬等の決定に係る組織]
報酬委員会は取締役3名（うち社外取締役2名、委員長は社外取締役）により構成されています。委員会の運営については、報酬委員会室が事務局として支援し、適宜外部専門家により提供される客観的指標やアドバイスを活用しています。

[報酬の基本方針]
報酬委員会は、取締役及び執行役の個人別報酬について、以下のとおり基本方針を定めております。
(イ) 業績連動報酬を充実させ、短期及び中長期の業績と企業価値の向上を促進するインセンティブとして有効に機能する報酬制度とする。
(ロ) 持続的な成長に不可欠で有為な人材をグローバルに確保する報酬制度とする。
(ハ) 株主、従業員及び全てのステークホルダーへの説明責任を果たすことのできる公正かつ合理的な報酬決定プロセスをもって運用する。
(ニ) 透明性と客観性を確保するため、報酬委員会において外部の客観的指標との比較評価を実施する。
(ホ) 個人の報酬について、職務・業績貢献及び経営状況等に見合った報酬管理を行う。

[報酬制度]
経営の監督機能を担う取締役と業務執行責任を担う執行役の報酬は別体系といたします。なお、取締役が執行役を兼任する場合は、執行役の報酬制度を原則として適用いたします。

（イ）報酬体系
取締役の報酬体系は以下の構成とします。
・固定報酬（基本報酬）
・株式報酬
執行役の報酬は以下の構成とします。
・ 固定報酬（基本報酬）
・ 業績連動報酬
・ 株式報酬
取締役・執行役ともに、個々人の報酬については、報酬の基本方針に従い、個別に審議を行い決定します。

（ロ）報酬水準
報酬の基本方針に従って、毎年の報酬委員会において外部機関の客観的指標との比較評価を実施し、担う職責に応じて設定します。

（ハ）報酬内容
・固定報酬（基本報酬）
役位等を基準とした固定報酬として支給します。
・業績連動報酬
単年度の会社業績及び個人業績貢献を反映する短期業績連動報酬とし、標準支給額に対し、原則0％から200％の範囲で支給額が変動するものとします。

・株式報酬
長期の企業価値向上により株主との価値共有を深めることを目的とした譲渡制限付株式報酬とします。
・その他
個別に審議を行った上でその他報酬を活用することがあります。

[報酬委員会]
報酬委員会が法令で定められた役割・責務を実効的に果たすために、委員長及び委員の過半数を当社の定める独立性基準を充足する独立社外取締役が務めることとします。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会開催に際しては、資料を社外取締役に事前に配布するとともに、個々の問合せに対しては取締役会室及び監査委員会室並びに報酬委員会室が対応する体制をとっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
藤森 義明	相談役	当社グループの取引先等ステークホルダーとの良好な関係づくり、営業活動の支援	非常勤 報酬有	2016/06/15	2016年6月16日から2021年6月30日

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名

その他の事項

―――

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（取締役会）
取締役会は社外取締役4名を含む取締役12名（うち女性取締役2名、うち1名は外国籍）で構成され、法令で定められた事項や経営の基本方針及び経営上の重要事項に係る意思決定をするとともに、取締役及び執行役の職務の執行状況を監督しております。特に、社外取締役は、独立した立場から高い監督機能を発揮し、コーポレート・ガバナンスをより強固で実効あるものとしております。取締役会は、原則として月1回開催することとしております。

（指名、監査、報酬委員会）
・指名委員会は、取締役5名（うち社外取締役4名、かつ委員長は社外取締役）により構成され、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定しております。また、取締役会が、執行役及び代表執行役（CEO）の選任・選定及び解任・解職等を指名委員会に対して諮問し、指名委員会は、執行役及び代表執行役(CEO)の選任・選定及び解任・解職等について取締役会にその意見を答申いたします。指名委員会は、1年に1回以上必要に応じて開催することとしております。
・監査委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名、かつ委員長は社外取締役）により構成され、取締役及び執行役の職務の執行状況の監督のほか、監査方針、監査計画、株主総会に提出する会計監査人の選解任議案等の内容の決議をしております。監査委員会は、原則として2ヶ月に1回以上必要に応じて開催することとしております。
・報酬委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名、かつ委員長は社外取締役）により構成され、取締役及び執行役が受ける個別の報酬等の内容について決議しております。報酬委員会は、1年に1回以上必要に応じて開催することとしております。

（執行役会）
執行役会は、執行役で構成し、取締役会が決定した基本方針に基づく業務執行の決定機関として、当社及び当社グループ全体の業務執行に係る重要事項について決定等を行っております。執行役会は、原則として毎月2回開催することとし、臨時執行役会は必要に応じて随時開催することとしております。

（内部監査）
当社の内部監査は、国内外の主要グループ会社に編成した内部監査組織と連携をとることで、グループ全体として遺漏のない監査を実施しております。（2018年3月期末は、グループ全体で88名で構成。）
また、会計監査、業務監査、内部統制評価等の従来の内部監査に加え、リスク及びコストの最小化、改善策や是正措置等の構築を推進し、当社グループ全体のガバナンス強化、内部統制及び人材開発を図っております。

（監査委員会監査）
当社の監査委員会は、当社及び子会社の内部監査部門並びに子会社監査役等と密接な連携を保つことにより、効率性をめざして監査を実施しております。監査委員会は、定期的に内部監査部門並びに子会社監査役等から監査結果の報告を受けるとともに適宜指示を行い、執行役等へのヒアリングの実施、社内の重要な会議への陪席、重要な会議の議事録や稟議書等の閲覧等により、当社及び主要な子会社の内部統制システムの構築・運用状況の監査や、取締役及び執行役の職務執行状況の監査を行っております。
また、定期的にグループ監査役会を開催し、各社の情報やグループの統一的な監査方針の共有化を図っております。
なお、監査委員会は3名の監査委員により構成されており、このうち委員長の川口勉は、公認会計士として長年監査業務に従事した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（会計監査）

当社は有限責任監査法人トーマツとの間で、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。当社監査委員会と監査法人とは定期的な情報共有の場を持っており、各々の監査方針や期中に発生した諸問題について情報交換を実施する等、相互の監査の質の向上に努めております。また、事業年度末には監査報告会を実施し、具体的な決算上の課題につき意見交換を行っております。
2018年3月期において当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名、継続監査年数及び監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。
・業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数
　指定有限責任社員 業務執行社員：稲垣浩二（4年）、勝島康博（2年）、濵口豊（2年）
・会計監査業務に係る補助者の構成
　公認会計士 15名 、 会計士試験合格者等 18名

　また、当社は純粋持株会社としてグループ会社に対するガバナンスを充実させるために、適宜開催する内部監査委員会、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント会議、M＆A委員会、投資審査委員会、及びコーポレート・レスポンシビリティ委員会において、経営戦略、中長期方針や投資案件を審議し、意思決定の迅速化を図るとともにガバナンスの有効性を高めております。

さらに、当社は定款に社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社は社外取締役の全員と責任限定契約を締結しており、その概要は次のとおりであります。
・社外取締役は、本契約締結後、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担する。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

　経営の執行と監督の分離を行い、執行役による迅速な業務決定を可能にするとともに、経営の透明性を確保することを目的として、2011年6月23日開催の株主総会での承認を経て、指名委員会等設置会社へ移行いたしました。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送に先立ちホームページ上に開示することで早期周知に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、いわゆる株主総会の集中日を回避するとともに、早期の株主総会開催を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイトにて議決権を行使できる環境を整えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	株主総会招集通知の英訳版を作成し、ホームページに掲載しております。
その他	株主総会議案の議決結果につきましては、「企業内容等の開示に関する内閣府令」に基づき臨時報告書を株主総会終了後に遅滞なく提出の上、ホームページに掲載しております。また決議通知もホームページに掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	ホームページの投資家向け情報に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に行う方針にしております。	なし
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、四半期決算短信発表時等に開催し、決算内容、経営方針及び施策の進捗状況等について説明しております。また、その他に個別ミーティングやグループミーティングなど多数開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期、ホームページに決算説明会の動画又は音声を配信する際、英訳した音声も配信しております。さらに、海外での投資家訪問を年４回以上実施し、決算内容及び経営方針等について説明しております。また、個別ミーティングやグループミーティングなど多数開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	アニュアルレポートを含むIR資料の掲載のほか、個人投資家向けのページも作成し掲載しております。 また、代表者自身による経営方針説明、決算説明会等の動画配信なども行っております。 https://www.lixil.com/jp/investor/	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する専門部署としてIR室を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	LIXILグループ行動指針 及び LIXILグループ企業行動憲章に明示し、ホームページに掲載しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	コーポレート･レスポンシビリティ（CR）戦略を策定し、ホームページに掲載しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャー・ポリシーを策定し、ホームページに掲載しております。
その他	＜役員の多様性＞ 当社役員の男女別構成は、取締役12名のうち2名が女性、また執行役9名のうち2名が女性となっております。また、取締役のうち1名、執行役のうち1名が外国籍となっており、多様性の確保に努めております。 ＜多様性の尊重＞ 当社グループは年齢、性別、国籍、価値観、障がいの有無などに関係なく誰もが尊重され生き生きと働ける会社を目指しています。そのようなことからこれまでの女性活躍推進に加え、障がい者の活躍の場を広げ、LGBTへの理解を深め、そして全員が自身のパフォーマンスを十分に発揮できるよう働き方改革にも取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社における内部統制及びリスクマネジメントに係る体制の主な内容は次のとおりです。なお、これらにつきましては取締役会において、会社法に基づく内部統制システムに関する基本方針として決議しております。
また、当社は純粋持株会社としてグループ会社の抱えるリスクを常に注視するとともに、そのヘッジの状況について確認及び指導を行っております。そのため、各社にリスクマネジメント会議等の設置を義務付け、定期的に各社のリスクの状況を確認するとともに、適宜開催する内部監査委員会及びリスクマネジメント会議等においてグループ各社のリスクについて検討し、必要に応じてグループ会社に出席を求め報告を受けております。さらに、定期的に開催される経営会議等において、各社のリスクに対する報告を義務づけております。

(イ)当社の執行役、使用人及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及び当社子会社（以下当社グループという）は、グループ共通の倫理規定として行動指針を定め、役員を含む全従業員が年1回の研修及び遵守の誓約を行う。あわせて当社グループは、当社グループの役職員が当社法務部門又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる懸念報告（内部通報）制度を整備する。
また、当社グループは、反社会的勢力を認めず、一切の関係を持たない。それら反社会的勢力による被害防止のため、圧力には組織で対処し、毅然とした態度で臨む。

(ロ)当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令及び社内規程に基づき、文書等の保存を行う。取締役及び監査委員は、規程に基づき、常時、その文書等を閲覧できる。
また、情報の管理については、情報セキュリティ規程、個人情報保護方針を定めて対応する。

(ハ)当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループは、危機管理基本規程等を定め管理しており、その抱えるリスクを常に注視するとともに、リスクマネジメント部門がリスクマネジメント会議等を通じてその対応状況について確認及び指導を行う。
また、当社は定期的に当社グループのリスクの状況を報告させるとともに、重大なリスクについては取締役会その他において当社グループの出席を求め報告を受ける。
さらに事業継続計画については、当社グループは、ＢＣＰ（Business Continuity Plan）要領書、同マニュアルに基づく教育･訓練を実施する。

(ニ)当社の執行役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社取締役会は、執行役の職務の分掌を定め、各執行役が責任をもって担当する領域を明確にする。
また、全執行役が出席する執行役会を定例的に開催し、業務執行に係る基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
さらに、執行役会の下部機関として各種委員会を設置し、グループ全体の経営戦略や投資案件を審査し、意思決定の迅速化を図る。
また、当社グループ全体を網羅する中期経営計画及び短期計画を策定する。かかる策定の作業については、当社子会社の自立的な経営判断･独立性を尊重しながら、その意思決定をサポートする。

(ホ)その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、グループ会社の経営についてはその自主性を尊重しつつ、事業状況の定期的な報告を受け、重要案件についての承認を行う。
また、連結財務諸表の正確性、適正性を確保するため、内部統制システムを整備し、適切に運用する。

(ヘ)当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人
当社は、監査委員会の職務を補助すべき専担組織として監査委員会室を設置する。なお、監査委員会を補助すべき取締役は置かない。

(ト)前号の使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人の任命･異動･評価等については、事前に監査委員と人事部門長が協議する。
また、当該使用人に対する監査委員会及び監査委員からの監査業務に必要な指示については、各部門はその指示の実効性が確保されるように適切に対応する。

(チ)当社の執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制、その他の監査委員会への報告に関する体制
執行役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告する。
監査委員は、執行役または会計監査人その他の者から、重要な報告または意見もしくは書類を受領したときは監査委員会に報告する。
代表執行役と監査委員は、監査上の知見につき定期的に意見交換を行う。
また、法務部門は、懸念報告（内部通報）の状況に関し定期的に監査委員会に報告する。
監査委員は定例の取締役会に出席し、取締役会で定期的に実施される執行役の職務執行状況報告を受ける。
執行役及び従業員は、監査委員会によるヒアリング等において、職務の執行状況を監査委員に報告する。

(リ)当社の子会社の取締役、監査役等、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制
当社は、定期的に子会社を含む取締役等が出席する経営会議等を開催し、経営上の重要情報の共有に努めるとともに、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対して随時当社監査委員会への出席･報告を義務づける。

(ヌ)当社の監査委員への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの内部通報制度運用規程において、当社監査委員が構成員となっているコンプライアンス委員会に対して当社グループの役職員が直接通報を行うことができることを定め、その直接通報の方法等を当社グループ内に周知する。また、当該通報その他監査委員に報告をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記する。

(ル)当社の監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査委員会がその職務の執行について、当社に対し、会社法404条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、担当部署において審議の上その費用を負担する。
また、その職務の執行費用を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

(ヲ)その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、当社の会計監査人や当社内部監査部門から監査内容について定期的に報告を受けるとともに、グループ各社の監査役等とは定期的にグループ監査役会を開催し、連携を図っていく。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社グループは、反社会的勢力との接触を禁止して、「私たちは、反社会的な団体・個人（総会屋・暴力団など）を一切認めず、自ら関与しません。彼らの脅しや強迫的な態度には、お客様としてであっても、取引先としてであっても組織で対処し、それに屈することなく毅然とした態度で臨みます。」との、基本的な考え方を明文化しております。
・当社グループは、上記の基本的な考え方を含む「LIXILグループ行動指針」を定め、経営トップからのメッセージとして全社員が実践することを求めております。この運用に当たっては、主管部署を定めるとともに、コンプライアンス委員会において整備状況の定期的な見直しと再評価を実践しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

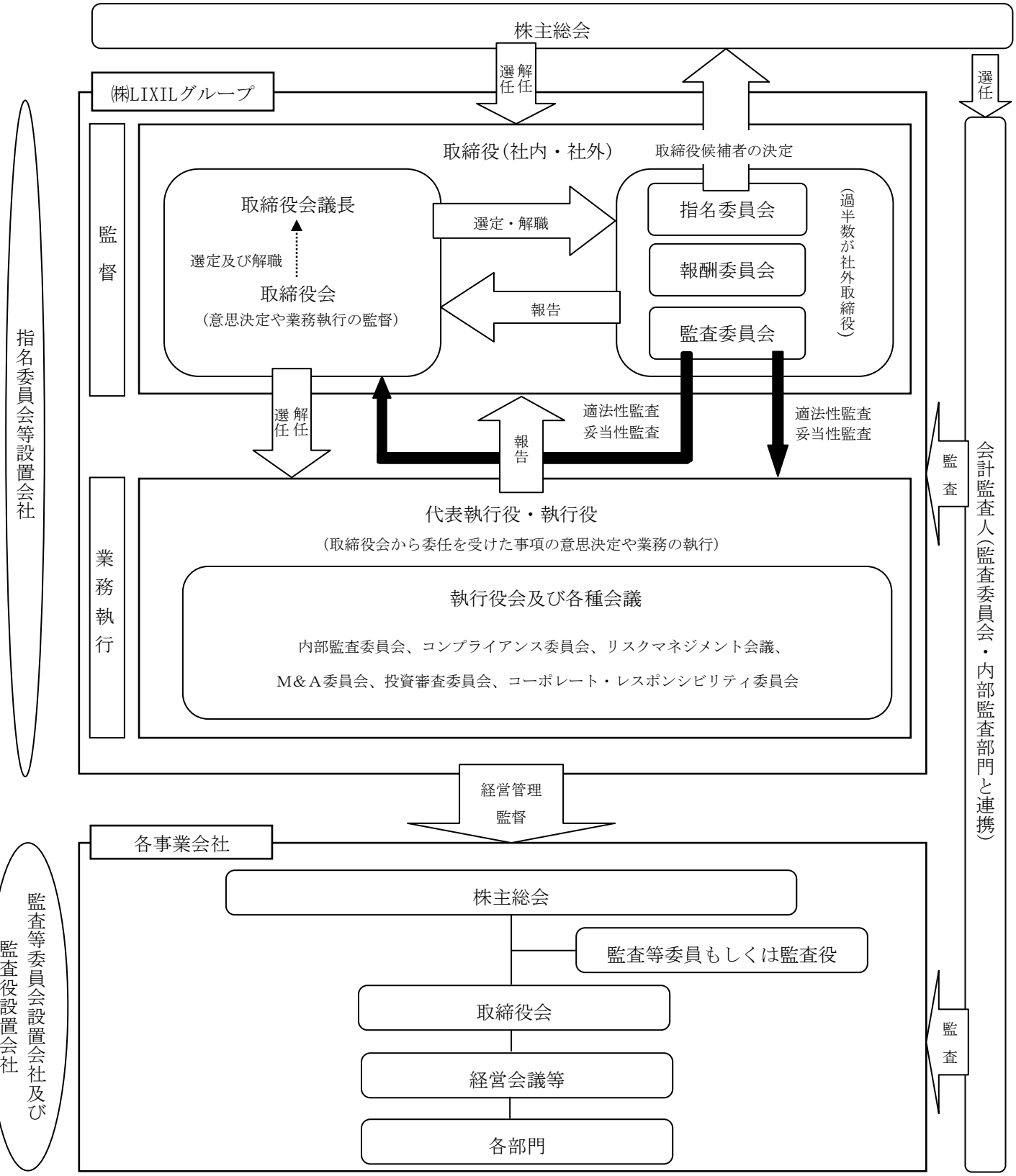
該当項目に関する補足説明

当社では、多数の株主に株式を中長期で保有していただくことが望ましいと考え、業績を向上し企業価値を高めて、株主の支持をいただけるような施策を講じてまいります。よって、敵対的買収防衛策については、特に定めておりません。

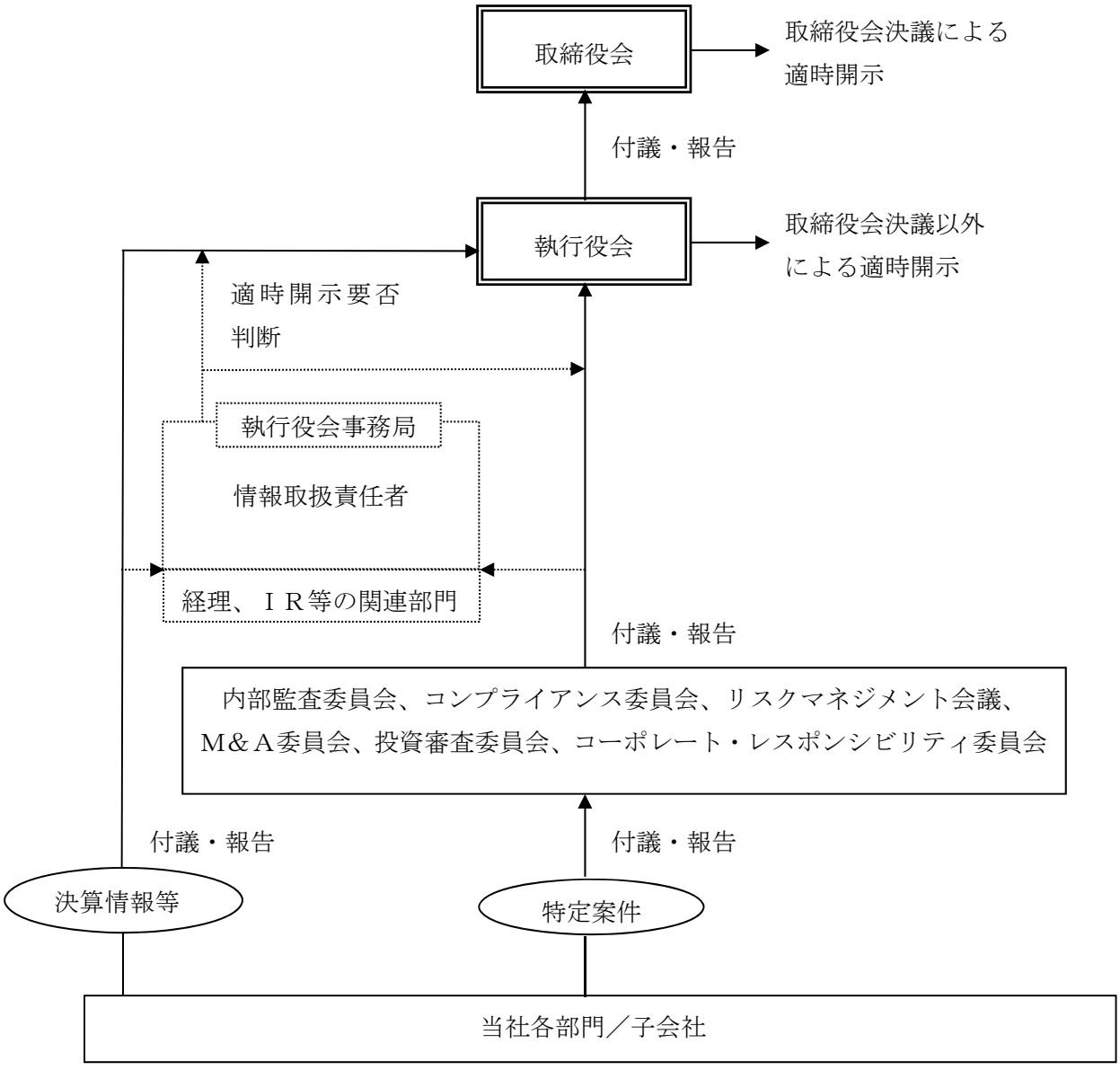
2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、情報開示について取締役会決議後または執行役会承認後に適時・適切な開示が行われるよう次の社内体制をとっております。
重要な会社情報については、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、当社各部門または子会社から直接執行役会に報告されます。また特定案件については、各審議会または委員会で審議または報告の上、執行役会に報告されます。
執行役会に付議される案件については、事前に執行役会事務局にて議案の検討を行い、情報取扱責任者は経理及びIR等の関連部門と適時開示の要否判断を行っております。（模式図参照）
＊特定案件：(1) 投融資案件 (2) 環境戦略案件 (3) 再建審議案件 (4) 子会社新設案件 (5) 事業撤退案件 (6) 災害・事故等案件 (7) その他製造物責任や不正など突発的事実の発生案件

＜コーポレート・ガバナンスの体制図＞



＜適時開示体制概要＞


取締役会
取締役会決議による
適時開示
付議・報告
執行役会
取締役会決議以外
による適時開示
適時開示要否
判断
執行役会事務局
情報取扱責任者
経理、ＩＲ等の関連部門
付議・報告
内部監査委員会、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント会議、
M&A委員会、投資審査委員会、コーポレート・レスポンシビリティ委員会
付議・報告
付議・報告
決算情報等
特定案件
当社各部門／子会社